

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成21年1月15日(2009.1.15)

【公表番号】特表2008-510552(P2008-510552A)
【公表日】平成20年4月10日(2008.4.10)
【年通号数】公開・登録公報2008-014
【出願番号】特願2007-528964(P2007-528964)
【国際特許分類】
 A 4 7 L 15/44 (2006.01)
【FI】
 A 4 7 L 15/44

【手続補正書】
【提出日】平成20年11月19日(2008.11.19)
【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲
【補正対象項目名】全文
【補正方法】変更
【補正の内容】
【特許請求の範囲】
【請求項1】

自動洗浄機用の洗剤小出し装置であって、自立型で自動洗浄機内に着脱自在に挿入可能であり、洗剤配合物を収容する複数のチャンバを備えたカートリッジと、使用の際、洗浄液を選択的に前記カートリッジの選択されたチャンバ内に差し向けてこのチャンバ内の洗剤に接触させるための差し向け手段と、洗剤含有洗浄液が前記装置から流出できるようにし、選択されたか否かにかかわらず前記チャンバの全てに常に連結する共通出口とを有し、前記共通出口は、実質的に一方向の流れのみを可能にする、装置。

【請求項2】

前記出口は、前記一方向の流れを可能にする蛇行した経路を備えている、請求項1記載の装置。

【請求項3】

前記出口は、前記出口に流入する液体を逸らして前記出口から逆戻りさせるのに役立つ複数のパッフルを有する、請求項1又は2記載の装置。

【請求項4】

前記カートリッジは、前記出口から間隔を置いて配置されている、請求項1～3のうちいずれか一に記載の装置。

【請求項5】

前記差し向け手段は、各チャンバと選択的に位置合わせ可能な開口部を有する、請求項1～4のうちいずれか一に記載の装置。

【請求項6】

前記差し向け手段は、各チャンバの開口部と位置合わせ状態になるよう回転できる注ぎ口を有する、請求項5記載の装置。

【請求項7】

前記注ぎ口は、選択されなかったチャンバへの前記洗浄液の接近を妨害するよう配置されている、請求項6記載の装置。

【請求項8】

前記差し向け手段は、ファンネルを備えている、請求項1～7のうちいずれか一に記載の装置。

【請求項9】

前記差し向け手段又は前記カートリッジは、次のチャンバを選択するよう手で動かすことができる、請求項 1 ~ 8 のうちいずれかーに記載の装置。

【請求項 10】

前記差し向け手段又は前記カートリッジは、次のチャンバを選択するよう自動的に動かすことができる、請求項 1 ~ 8 のうちいずれかーに記載の装置。

【請求項 11】

ユーザの介入は、前記差し向け手段又は前記カートリッジを動かし、次に前記差し向け手段又は前記カートリッジを次に前記洗浄機の作動中にリセットするために必要である、請求項 1 ~ 8 のうちいずれかーに記載の装置。

【請求項 12】

ユーザの介入は、前記差し向け手段又は前記カートリッジをリセットし、次に前記差し向け手段又は前記カートリッジを前記洗浄機の作動中に動かすために必要である、請求項 1 ~ 8 のうちいずれかーに記載の装置。

【請求項 13】

前記装置は、前記洗浄機の作動中に生じるパラメータに反応するよう構成されている、請求項 10 ~ 12 のうちいずれかーに記載の装置。

【請求項 14】

前記装置は、熱反応要素を有し、前記パラメータは、温度である、請求項 13 記載の装置。

【請求項 15】

前記装置は、ユーザの手で操作されるよう構成されている、請求項 9、11 又は 12 記載の装置。

【請求項 16】

前記装置は、前記洗浄機のドアにより操作されるよう構成されている、請求項 9、11 又は 12 記載の装置。

【請求項 17】

前記差し向け手段は、可動であるよう構成され、前記カートリッジは、静止している、請求項 1 ~ 16 のうちいずれかーに記載の装置。

【請求項 18】

前記カートリッジは、前記装置から取り出すことができる、請求項 1 ~ 17 のうちいずれかーに記載の装置。